

美濃市議会議長交際費の支出基準及び公表に関する要綱

平成24年3月30日議会訓令甲第1号

改正 平成25年3月22日議会訓令甲第1号

(趣旨)

第1条 この要綱は、公正で透明な議会の運営に資するため、美濃市議会議長（以下「議長」という。）が議会を代表して行う外部の個人又は団体との交際に必要な経費（以下「議長交際費」という。）の支出基準及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(種類、支出範囲及び支出基準)

第2条 議長交際費の種類及び支出範囲は、次に掲げるものとし、その支出基準額は別表に定めるとおりとする。

- (1) 祝金 祝賀会等各種行事のお祝いに係る経費
- (2) 会費 会費等により開催される懇親会、祝賀会等の参加に係る経費
- (3) 弔慰 葬儀等における香典及び供物等に係る経費
- (4) 見舞 病気等の見舞に係る経費
- (5) その他 前各号のほか議長が特に必要と認めた場合

(公表の内容)

第3条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出日
- (2) 支出区分
- (3) 支出件名
- (4) 支出金額

2 前項の規定にかかわらず、病気見舞い等交際の相手方に特段の配慮が必要であると認められる個人名等は公表しないものとする。

(公表の時期及び方法)

第4条 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌々月の1日（その日が市の休日に当たるときはその翌日）までに美濃市ホームページに掲載するものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、議長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱は、施行日以後に支出のあった議長交際費について適用する。

附 則（平成25年3月22日議会訓令甲第1号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

支出区分	支出対象・内容	支出金額等
祝金	式典・叙勲・祝賀会等の催事に招待を受け出席したときにかかる経費	その都度協議
会費	各種団体の懇親会・総会等への参加にかかる経費	会費相当額又は5,000円
弔慰	現職議員本人	香典10,000円、淋見舞（籠盛） 生花一对、弔電
	元職議員本人	香典5,000円、淋見舞（線香）、弔電
	現職議員の配偶者及び同居の親族	香典10,000円、淋見舞（線香）、弔電
	県下市議会 正・副議長本人	香典10,000円、弔電
	市特別職 本人	香典10,000円、淋見舞（籠盛）、生花一对、弔電
	市特別職の配偶者及び同居の親族	香典10,000円、淋見舞（線香）、弔電
	市職員本人	香典5,000円、淋見舞（線香）、弔電
	部・課長の配偶者及び同居の親族	弔電
	現職の県選出国會議員及び選挙区選出県議會議員	香典10,000円、淋見舞（籠盛）、生花一对、弔電
	現職主要公職者本人 （県下市長を含む）	その都度協議
元職主要公職者本人 （県下市長・議員を含む）	その都度協議	
見舞	現職議員、特別職本人 （入院は10日以上とする。）	5,000円
その他	議長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる範囲